

定 款

(令和4年8月30日 改正)

住江織物株式会社

住江織物株式会社定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、住江織物株式会社と称し、英文では Suminoe Textile Co.,Ltd. と記す。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種繊維製品ならびに原料の企画、製造、加工および販売
2. 建物関連の内装品、家具製作および建材の企画、製造、施工および販売
3. 自動車等車両、船舶および航空機用内外装製品の企画、製造および販売
4. 各種機械、部品、装置等の企画、製造および販売
5. バイオテクノロジーに基づく食品および医薬品用素材の企画、製造および販売
6. 産業用廃資源の再生処理システムの企画および販売
7. 不動産の賃貸およびその管理サービス
8. 前各号に関連する一切の業務

第3条（所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、3千万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の売渡請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求（以下「売渡請求」という。）することができる。但し、当会社が売り渡すべき単元未満株式の数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

②前項に定める売渡請求をすることができる時期、請求の方法等については、株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年8月に招集する。

臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

第14条（開催場所）

当会社は、大阪市またはこれに隣接する地において株主総会を開催する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

第16条（株主総会の議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故があるときは、出席株主中からこれを選任する。

第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

ただし株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第20条（取締役の数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は、株主総会で選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

第24条（取締役会の招集の通知）

取締役会の招集の通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

第25条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について、議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

第26条（社外取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

第27条（監査役の数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第28条（監査役の選任）

監査役は、株主総会で選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

第30条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第31条（監査役会の招集の通知）

監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。

ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

第32条（社外監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 計 算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

第34条（剰余金の配当）

当会社の剰余金の配当は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

第35条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第36条（配当金等の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

附 則

第1条

現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

第2条

前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする
株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。

第3条

本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3
か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。